○文部科学省告示第四十九号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成三十一年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

文部科学大臣　林　芳正

一　中学校用教科用図書（中学校学習指導要領（平成二十九年文部科学省告示第六十四号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

（一）各教科

教科	受理種目	受理単位	期間
国語	国語	一	平成三十一年四月九日から同月十二日まで
	書写	第一学年から第三学年用　一	
社会	社会（公民的分野）	一	
数学	数学	第三学年用　一	
理科	理科	第一学年用　一	
外国語	英語	第一学年から第三学年用　一	
国語	国語	第二学年用　一	平成三十一年四月十六日から同月十九日まで
社会	社会（歴史的分野）	第一学年から第三学年用　一	
数学	数学	第二学年用　一	
理科	理科	第二学年用　一	
音楽	音楽（一般）	第一学年用、第二学年及び第三学年用　各一	
	音楽（器楽合奏）	第一学年から第三学年用　一	
美術	美術	第一学年用、第二学年及び第三学年用　各一	
技術・家庭	技術・家庭（技術分野）	第一学年から第三学年用　一	
	技術・家庭（家庭分野）	第一学年から第三学年用　一	平成三十一年四月二十三日から同月二十六日まで
国語	国語	第三学年用　一	
社会	社会（地理的分野）	第一学年及び第二学年用　一	
	地図	第一学年から第三学年用　一	
数学	数学	第三学年用　一	
理科	理科	第三学年用　一	
保健体育	保健体育	第一学年から第三学年用　一	

（二）特別の教科

教科	受理種目	受理単位	期間
道徳	道徳	第一学年から第三学年用　一	平成三十一年四月九日から同月十二日まで

○文部科学省告示第五十号

教科用図書検定規則（平成元年文部省令第二十号）第四条第二項の規定に基づき、平成三十年度又は平成三十一年度において教科用図書の検定の申請を行うことができる教科用図書の種目及び期間を次のとおり告示する。

平成三十年三月九日

文部科学大臣　林　芳正

高等学校用教科用図書（高等学校学習指導要領（平成二十一年文部科学省告示第三十四号）に基づき教科用として編修された図書をいう。）

教科	受理種目	期間
工業	工業技術基礎	平成三十一年二月五日から同月八日まで
主として専門学科において開設される各教科	機械製図	
	電子機械製図	
	自動車製図	
	電気製図	
	電子製図	
	建築製図	
	設備工業製図	
	土木製図	
	材料技術製図	
	インテリア製図	
	デザイン製図	
	製図	
	工業数理基礎	
	情報技術基礎	
	生産システム技術	
	環境工学基礎	
	機械工作	
	機械設計	